

公益財団法人全日本剣道連盟 利益相反ポリシー

1 このポリシーを定める目的

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）は、定款第3条に定める目的を達成するために行うものとされている同第4条所定の諸事業（以下、「本事業」という。）を推進するに当たり、全剣連の役職員等（利益相反防止規程第2条に定める者）と全剣連との間で生じ得る利益相反を適正に管理するために本ポリシーを定める。

2 利益相反管理の方針

- （1）全剣連は、全剣連の役職員等が安心して本事業の推進に取り組むことができるように透明性の高い利益相反管理体制を構築し、これを継続的に運用する。
- （2）全剣連は、全剣連の役職員等が利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であることを認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行する。
- （3）全剣連は、全剣連の役職員等に対して利益相反管理体制の運用に必要な情報の開示を求め、これを適切に利用し、管理する。

3 倫理委員会の審議対象となる取引

全剣連は、以下（1）ないし（3）の要件を全て満たす取引を利益相反取引とし、これに該当する可能性があるものを倫理委員会（以下、「委員会」という）による審議の対象とする。

- （1）全剣連が契約当事者となる取引
- （2）別途定める基準を超える対価を伴う物品の売買又は役務の提供に関する取引
- （3）取引相手が次の①ないし④に該当する取引
 - ①全剣連の役職員等、その配偶者又は同居の親族
 - ②全剣連の役職員等、その配偶者又は同居の親族が役員（会社にあつては取締役又は執行役。その他の法人にあつては理事。）である法人
 - ③全剣連の役職員等、その配偶者又は同居の親族が、株式又は持分の20%以上を保有している会社
 - ④全剣連の役職員等の懇意にする団体（本ポリシーにおいて「懇意にする団体」とは、全剣連の役職員等が現在若しくは過去に、雇用され若しくは所属したことのある会社又は団体をいうものとする。）

3 利益相反の判断基準

全剣連は、前項の審議対象となる取引のうち、次の各号に掲げるものを、社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱する取引として、これを許容しないこととする。

- (1) 当該取引において、全剣連の役職員等が、全剣連の利益よりも個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる取引
- (2) 当該取引において、全剣連の役職員等が、全剣連における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる取引
- (3) 当該取引により、全剣連の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる取引

附則

- 1 令和3年3月4日 制定
- 2 令和3年11月2日 一部改正、施行